



第2回会合の各社発表事項

令和6年3月14日
事務局

1 公正競争の確保に関する基本的な考え方

- 市場環境の変化や競争環境の変化を踏まえた公正競争の確保に関する基本的な考え方 等

2 NTT東西の通信インフラの在り方

- 我が国の情報通信インフラを支える線路敷設基盤、電気通信設備の在り方
- NTT東西が果たす役割とNTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方
- NTT東西の分離の在り方 等

3 NTT東西等の業務の在り方

- NTT東西の業務範囲（本来業務）の在り方
- NTT東西の地域電気通信業務以外の業務の在り方
- NTT持株による事業の実施の在り方 等

4 NTTグループに関する公正競争の確保の在り方

- NTTに対する累次の公正競争条件の在り方 等

5 その他必要と考えられる事項

- ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方 等

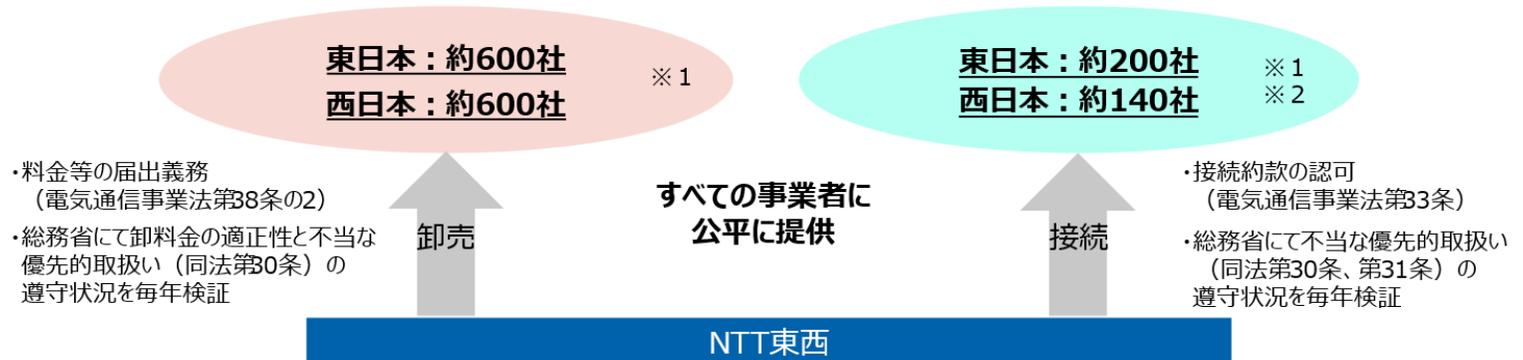
市場環境の変化や競争環境の変化を踏まえた公正競争の確保に関する基本的な考え方

- 電気通信市場の特性、これまでの規律の経緯、市場環境の変化や、競争環境の変化等を踏まえ、**電気通信事業分野における公正な競争の確保に関する基本的な方向性について、どう考えるか。**
 - 電話中心であったNTT民営化当時に比べ、現在はインターネットや携帯電話、アプリ等が主流となり、海外プラットフォームを含めたグローバルな競争が進展する等、技術の進歩とともに、市場環境は大きく変化。
 - ＜サービス＞
 - NTT法制定時：電話が中心（固定電話：4,530万契約）
 - 現在：インターネット・モバイル・SNS・アプリが中心（携帯電話：2.1億、LINE：9,500万、NTT東西の加入電話等：1,354万）
 - ＜シェア＞
 - NTT法制定時：固定電話 NTT独占
 - 現在：携帯電話 ドコモ35.2%、KDDI26.9%、ソフトバンク20.6%、楽天2.4%、MVNO14.8%
FTTH NTT東西59.0%
 - ＜技術＞
 - NTT法制定時：アナログ固定網・交換機（国内メーカー独占）
 - 現在：インターネット網・ルータ（シスコ等海外メーカー中心）
 - ＜環境＞
 - NTT法制定時：国内での競争導入（NCC参入）
 - 現在：GAFAMがグローバルに事業展開（海底ケーブル・通信レイヤー等への参入）、経済安全保障の重要性の高まり
 - 今後の我が国産業の国際競争力強化に向けては、IOWN・6G等の推進が不可欠である一方、電話の時代に制定された規制・ルールは変わっておらず、市場の変化を踏まえた抜本的な見直しを検討すべき。
 - 市場の変化を踏まえて、新しいルールを検討するうえでは、「電気通信市場における公正競争」の確保に着目したうえで、将来にわたる国民の利便性向上と、我が国の国際競争力・産業力強化を目的として議論していくことが重要。
 - また、固定電話の利用は大幅に減少、2035年頃を目途にメタル設備は縮退せざるを得ず、ユニバーサルサービスを含め、メタルの時代から新たなルールへと転換していくことが必要。
 - 特にユニバーサルサービスについては、今後は、利用者利便や国民経済の観点からは、モバイルが中心になるべきと考えており、新たなユニバーサルサービスの仕組みの検討と、それを踏まえた各種ルールの設計が必要になると考える。
 - 公正競争WGの検討項目で示されているNTT法等の規定に関する議論をするにあたって、将来にわたる国民の利便性向上と、我が国の国際競争力・産業力強化を目的として議論していくことが重要。

NTT

- 当社としては、NTT法の責務等を見直し、以下を実現していくことが必要と考える。
- 国民の利便性向上のためには、電話をユニバーサルサービスとして引き続き確保したうえで、ブロードバンドサービス等も含めてユニバーサルサービス責務を確立することが重要。そのうえで、モバイル（無線）を軸として固定やNTN（HAPS・衛星）等の手段を用いて、国民がより広いサービスを多様な手段でコストミニマムに享受できる仕組みを実現。
- 研究開発推進責務・普及責務の撤廃により、IOWN等の研究開発成果を活用した国際競争力・産業力強化を実現。
- NTT持株・東西の業務範囲規制の見直しにより、研究開発成果を用いた事業展開の加速、地域産業の活性化や地方創生の推進等を実現するとともに東西の効率化に向けた各種規制（自己設置義務・東西統合禁止等）を見直し。
- NTTドコモのみに課せられている禁止行為規制や、メタル縮退を踏まえたLRICやプライスカップ規制等については、市場の変化にあった公正競争確保のルールに見直ししていくことが必要。
- 引き続き、NTT東西は、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に対して公平にネットワークの提供等を行っていく。
- なお、「NTT東西が設備を譲渡する等により加入者回線の設備シェアを50%未満とし、第一種指定電気通信設備に係る規制を逃れることが可能」との指摘があるが、NTT東西としてそのようなことを行う考えはない。仮に、法的な担保が必要ということであれば、一種指定を外れる際には総務大臣の認可を必要とする等、電気通信事業法で規定することも考えられる。

NTT
(続き)



Copyright 2024 NTT CORPORATION

※1 NTT東西それぞれの利用事業者数を記載

※2 NTT東西の光回線の接続メニュー（シングルスター・シェアアクセス）ごとの利用事業者数を単純に合算 5

- NTT東西は、日本の情報通信インフラを支えていく会社として、将来にわたって安定的にその責任を果たしていくことが重要。
- 固定電話の赤字が拡大し、光の純増が鈍化する中、さらなる抜本的なコスト改革や新たな成長を実現し、安定的なネットワーク基盤の運営だけでなく、将来のネットワーク高度化に向けた投資余力を一定程度確保することが必要。
- その実現に向け、電気通信市場における公正競争に大きな影響を与えない範囲で、テクノロジーの変化に伴う機動的な資産の効率化・投資、効率化追求のための東西統合、業務範囲規制の見直し等、事業の自由度を確保し、NTT東西をよりサステナブルな企業へと変革させていきたい。

KDDI

【NTT法による規律の必要性】

- 1985年の通信自由化以降、設備の公平利用に関する規律（非構造的措置）に加え、「特別な資産」を持ち、巨大な組織であるNTTの機能の分離・分割、適正な経営形態・事業領域・業務範囲に関する規律（構造的措置）との両輪で公正な競争環境が確保されてきました。
- 通信自由化の当時から電気通信サービスやその提供に必要な電気通信設備は変化していますが、「特別な資産」の不可欠性と競争優位性は不変であり、むしろ、公正競争環境の確保の観点で、その重要性は高まっています。
 - 電信電話公社時代に国民負担でつくられ、民間企業による投資では構築し得ない巨大インフラ
 - 全ての通信事業者が利用する通信インフラの土台という不可欠性があり、また、その「特別な資産」を保有することが、NTTの競争優位性の源泉
- 上記を踏まえ、「特別な資産」を含むボトルネック設備の不可欠性とその競争優位性を持つNTT東西に対して事業領域に制限をかける（経営の自由という私権を制限する）ために特殊法人として「NTT法」で規律されています。
- また、民営化後10年以上の歳月を費やし審議会の議論を重ね、累次の組織分離・分割を経て「事業領域規制や合併認可」などがNTT法に規定されてきました。
- しかしながら、「NTTの在り方」議論の総仕上げとなるべき再編成の本来の目的（再編各社の独立した資本による相互参入など）が1999年の持株体制により達成されず、なし崩し的なNTTの一体化・独占回帰によってSI事業やモバイル事業での公正競争への影響が拡大している。
- したがって、NTTが「特別な資産」を保有し続ける以上、NTT法による特殊会社としての規律は必要です。
- なお、NTTが特殊会社としての責務を放棄して純粋な民間企業を目指すなら、NTT東西の「特別な資産」と資本的につながりをもつNTT持株を廃止した上でNTTドコモやNTTデータの完全資本分離を行うべきではないかと考えます。

【NTTデータに関する公正競争上の課題】

- NTTデータは「国民の共有財産として」公社時代に構築された公共・金融等の社会インフラを構築・運用する特別な位置づけにあるソリューション市場で国内トップレベルの事業者です。
- ソリューション市場で競争力を持つNTTデータは特に公共・金融等の社会インフラシステムにおいてベンダーロックインを発生させており、通信市場で市場支配力を持つNTTドコモやNTT東西との合併は、市場を跨いだ強大な市場支配力を発揮し、公正競争を阻害するおそれがあると考えます。
- したがって、NTTデータとNTTドコモやNTT東西の資本分離が必要ではないかと考えます。

【NTT法に関する議論の進め方】

- 公正競争、ユニバーサルサービスや安全保障の観点から国民生活に影響を及ぼすNTTの「特別な資産」をNTT法廃止によってリスクにさらすべきではありません。「2025年の通常国会を目途にNTT法廃止の措置を講ずる」旨の附則を定めることに反対です。地域事業者を始めとする181者が反対しており、国民の声を聞いたうえで慎重かつ丁寧な議論が必要です。

【基本的な考え方について】

- ・ 我が国における安定的な電気通信の提供・公正競争の確保は、電気通信事業法とNTT法の両輪で機能しており、双方を対象とした通信政策の見直しは極めて重要な政策課題。「2025年を目途にNTT法を廃止」といったあらかじめ法形式を定めた上での議論ではなく、国益や国民の声を反映しつつ時代に即した規律や法形式の在り方を検討することが適切
（※事実として、日本全国の電気通信事業者、自治体等（MNO/CATV/ISP/電力系等）含む181者が、我が国の公正競争環境確保のためにもNTT法の「廃止」に断固反対していることに、留意が必要）
- ・ NTTの競争力向上を特段否定しているわけではないが、第一次答申を踏まえた法改正によりNTTが競争力阻害要因として挙げている点については概ね片付いている認識。今後の議論についてはNTT法や事業法の維持強化が基本線になる

【特別な資産について】

- ・ NTTの線路敷設基盤等（特別な資産）は30年の年月・25兆円もの費用をかけ、築き上げた国民の財産であり、我が国のあらゆる通信を支える基盤となっていることに留意が必要。公正競争の観点において、特別な資産を有するNTTには、①公平な提供の確保②資産の保護が求められる

【第一種指定電気通信設備制度について】

- ・ 特別な資産の公平な提供のため、引き続き第一種指定電気通信設備制度による規制の維持が必要であるが、第一種指定電気通信設備制度に基づく提供であっても、真の公平性が確保されないケース（形式的な公平性の確保）が過去に存在している。
例：加入光ファイバの8分岐単位貸出、NGN機能の利用など
- ・ したがって、NTTの経営戦略・方針に基づく整備計画・設備貸出単位等が公正競争に影響を及ぼしていないか継続的な検証が必要

【法制度のあり方について】

- ・ 電気通信事業法とNTT法は、相互の法規制を踏まえつつ同時期に成立し、両輪で「①公平な提供の確保」「②資産の保護」を確保
- ・ NTT法の規定を事業法に含めることについては、主に以下理由から、NTT法の規定を電気通信事業法に統合することに反対
 - ① NTTの組織の在り方や責務等（現行NTT法に規定されている事項や今後追加的に必要となる事項双方を含む）について、その全てをあまなく通信事業者を対象とする電気通信事業法に包含することは極めて困難であり、その実現について現時点で確証がないこと
（包含が困難である例）
 - A：シェア等に基づく非対称規制である事業法における禁止行為規定に、特別な資産を有することを規制 要因とするNTTの組織規程を加えることは不可能（シェア等を基準とした場合、制度設計如何によって規制逃れの抜け道も存在し得る）
 - B：電気通信事業者ではないNTT持株会社の規定を盛り込むことは不可能
 - C：特別な資産を有する限り、NTT法の役割が完遂されることはなく、私権を制限する強制力ある規定（公正競争観点以外を含む）に事業法は不向きなと等
 - ② 現行のNTT法で各種規定ができていながらもかわらず、あえて別法律（事業法等）に移す必要性は一切ないこと（仮に可能であったとしても、法整備作業に多大な労力を要するのみ）
 - ③ 自民党関連PTの提言では、政府保有株式の売却是非については特別な資産の公共性や経済安全保障の観点で別途政策的判断が必要とされていることから、議論開始当初に想定されていたNTT法廃止の論拠を失っていること（なお、仮に政府保有株式を売却した場合でも当社はNTT法が必要との考え）
- ・ 必要な規定が確定していない現時点において 将来の法形式の在り方を限定し得る法改正を先行することは制度改正のプロセスとして不適切と考える。したがって、当社としては、NTT法廃止に断固反対の立場であり、加えて、2025年目途に法廃止の可能性を附則へ記載することにも当然反対の立場。

楽天モバイル

- 公正・公平な市場競争環境に、新規参入事業者が参入できる環境こそが新しく、低廉なサービスを生み、ひいては国民の利益につながる。
- 現状の市場競争環境においては、「特別な資産」を、どのような条件で、どのように使うことができるのか、この点がNTT 東西により「可視化」されている。
- NTT東西が、「特別な資産」をNTT 法と電通法の規律に沿って、各事業者に公平・公正に提供される前提・安心感があってこそ、新規参入事業者は自身の独自性に注力し、新たな通信サービスを国民の皆様に提供することが出来ていると認識している。
- 引き続き、通信市場においては、全ての事業者の通信サービス基盤ともいえる「特別な資産」が公正・公平に提供されることが、新規参入事業者を含めた公正競争確保のために不可欠である。

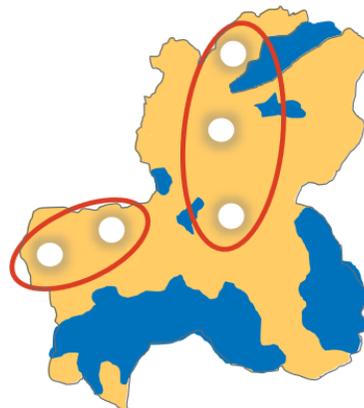
我が国の情報通信インフラを支える線路敷設基盤、電気通信設備の在り方

設備の自己設置要件

- 設備の効率的な整備・運用を図るためには、シェアリングや他者設備の利用、オフバランス化等を可能とすることも必要となるところ、その趣旨等を踏まえ、**自己設備設置要件の在り方についてどう考えるか。**
 - ・ 他事業者が設備のシェアリングによる効率化に取り組む中※、NTT東西は設備シェアリングやオフバランス化、無線設備の活用による効率化を図れないため、自己設置義務及び重要設備の譲渡の認可の見直しが必要。
※モバイルでは基地局等の共用化が進展中
 - ・ また、国民負担の軽減や利便性の確保・向上の観点から、NTT東西がユニバーサルサービスのラストリゾート責務を担うエリアにおいて、無線や他社光設備を活用してサービス提供した方が効率的となる場合は、電話もブロードバンドも含めて、自己設置によらず、他者設備を活用した柔軟なサービス提供を可能としていただきたい。

<岐阜県における光エリアの状況>

NTT



- NTT西日本光サービスの提供エリア
- 他事業者のみ光サービス提供エリア ※
(NTT西日本未提供)
- 未光化エリア

※ 他事業者のみエリアについては公表されていないため
NTTにて推計（一部、非居住地域も含まれる）

KDDI

- NTT東西による他社設備の利用は、「あまねく提供責務」の確保に支障を生じさせないために、例外的に認めるものであり、NTT法上の本来業務（地域電気通信業務）として位置付けられるものと考えます。
- 仮に「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」や第一種指定電気通信設備の譲渡が行われた場合、NTT東西が電気通信事業法上の指定電気通信設備に対する規律を逃れるおそれがあります。
- したがって、全世帯に向けた網羅的な敷設基盤である「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を持つNTTに対しては、引き続き、自己設置要件が必要と考えます。
- ただし、継続的な支配・管理が求められる事業用電気通信設備とは別に、線路敷設基盤については、他の公共インフラ（他社資産）の活用等による効率化が可能な場合は、必要に応じて検討することは適切であると考えます。

ソフトバンク

- 様々な事業者が依存する基幹インフラを独占的に保有するNTT東西には、自己設備設置規定の維持による確実な保守・運用の構造的確保が必要
- 仮に現在のNTTサービスの一部を、他者設備を用いて提供した場合、他者設備の利用区間は保守・運用を他者に依存することとなるため、安定的なサービス提供を受けられない懸念あり。
- その際、NTT法上のインフラに関する各種規定(自己設備設置規定、重要設備の譲渡・担保制限等)はNTT東西によるグループ内他事業者への設備譲渡等によるシェア低下に起因する第一種指定電気通信設備制度の規制(加入者回線専有率50%超への規制)回避抑止に寄与していることにも留意が必要

楽天モバイル

- 自己設備設置要件はあくまでも、「特別な資産」を承継したNTTが、その責務を果たすための要件と認識。
- 他社設備の利用等については、電話の提供が極めて不経済となる場合等に限り認められていることから、「NTT東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドライン」に沿って、厳格な運用がなされるべき。

我が国の情報通信インフラを支える線路敷設基盤、電気通信設備の在り方

設備の設置概念

- 電気通信事業法は、設備の「設置」の有無に着目した規律の体系となっており、「設置」とは、「設備の所有」ではなく、「設備の継続的な支配・管理」を意味するところ、他者設備の利用やオフバランス化など、今後、設備の所有者と利用者が分かれる形態の増加も想定される中で、設備の「設置」に着目した規律を検証する必要性が生じている。自己設備設置要件における「設置」の概念も、電気通信事業法の検証に合わせて、当該要件の趣旨を踏まえつつ、検証することが適当でないか。

(再掲)

NTT

- 他事業者が設備のシェアリングによる効率化に取り組む中※、NTT東西は設備シェアリングやオフバランス化、無線設備の活用による効率化を図れないため、自己設置義務及び重要設備の譲渡の認可の見直しが必要。
※モバイルでは基地局等の共用化が進展中
- また、国民負担の軽減や利便性の確保・向上の観点から、NTT東西がユニバーサルサービスのラストリゾート責務を担うエリアにおいて、無線や他社光設備を活用してサービス提供した方が効率的となる場合は、電話もブロードバンドも含めて、自己設置によらず、他者設備を活用した柔軟なサービス提供を可能としていただきたい。

KDDI

- 電気通信役務の安定的な提供を確保するためには、事業用電気通信設備の継続的な支配・管理の観点からの「設置」概念は、今後も重要な位置づけになると考えます。
- NTT東西については、事業用電気通信設備の他、電電公社より引き継いでいる「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」と併せて、自己設備設置要件が引き続き求められるべきと考えます。
- 一方、「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を自前で設置することが現実的でない電気通信事業者については、他社の線路敷設基盤の利用に依存せざるを得ない構造になっているものと考えます。

ソフトバンク

—

楽天モバイル

- 自己設備設置要件はあくまでも、「特別な資産」を承継したNTTが、その責務を果たすための要件と認識。
- 電気通信事業法の検証に合わせるのではなく、NTT法に定める要件のみを議論すべき。

NTT東西が果たす役割とNTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方

NTT東西のアクセス部門の資本分離等

- NTT東西のアクセス部門の資本分離について、以下の意見などを踏まえ、どう考えるか。これ以外にも、NTTが現状のまま運営する方法や国有化して事業者に運営を委託する方法なども考えられるが、どうか。
 - ・ KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル等からは、**公社承継資産・ボトルネック設備を保有するNTT東西が完全民営化される場合、NTT東西とNTTドコモ等の連携が容易となり、モバイル市場等の公正競争の確保に重大な影響が及ぶとの意見**
 - ・ NTTからは、NTT東西のアクセス部門の資本分離は、**ネットワークの高度化が進まない、コスト効率化や品質維持・向上が見込まれない、自然災害等に対する迅速な復旧対応等に影響を及ぼす等**のリスクを招くとの意見
 - ・ オプテージ、STNetからは、**光ファイバの設備競争が減退するとの意見**

NTT

- ・ 公正競争条件は、電気通信事業法で規定されており、現に、NTT東西の光ファイバやNTT東西が所有する電柱・管路・とう道や局舎スペース等を公平・公正に貸出しています。引き続き、NTT東西は、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に対して公平にネットワークの提供等を行っていく考えです。
- ・ NTT東西は、様々な事業者にネットワーク提供を行っており、接続ではNTT東西それぞれ100社以上、卸ではNTT東西それぞれ600社以上の事業者と取引をさせていただいています。NTT東西にとって、引き続き様々な事業者との取引を継続・拡大していくことが重要であり、その点からも特定の事業者ではなく、すべての事業者に対して公平にネットワーク提供を行っていくことが必要と考えています。
- ・ なお、当社として、NTT東西とNTTドコモを統合する考えはありませんが、担保措置が必要ということであれば、電気通信事業法でNTT東西の移動体通信事業・ISP事業への進出禁止やNTT東西とNTTドコモの統合禁止を規定していただいで構わないと考えます。
- ・ こうした措置を講じることで、ご指摘されているような「NTT東西とNTTドコモ等の連携が容易となり、モバイル市場等の公正競争の確保に重大な影響」は想定されなくなるものと考えます。
- ・ なお、NTT東西のアクセス部門の資本分離については、以下の理由から不要であり、これまでの設備競争と公正競争条件の中で基盤整備・高度化を進めていくことが最も適切であると考えます。
 - ・ 情報通信基盤は、マーケットのニーズを踏まえつつ、技術革新を取り込みながらコスト効率の高いネットワークを構築し、その品質水準を維持・向上していくことが必要であり、NTT東西は、これまで、光をはじめとした様々なサービス開発・提供とネットワークの構築・高度化に両輪で取り組むことで、我が国における世界最高水準のFTTH環境の構築に貢献してきました。
 - ・ 加えて、CATV事業者や電力系事業者等の設備設置事業者との設備競争を通じて、我が国の光カバー率99.8%やサービスの高度化が達成されてきたものと認識しています。
 - ・ 上記を踏まえれば、引き続き、これまでの体制・競争環境の中でネットワークの拡大・高度化・提供に取り組んでいくことが最も適切と考えます。
- ・ NTT東西は、今後とも、IOWN・APN等の構築・実装等を通じ、世界に先駆けた高度な基盤を構築するとともに、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に対して公平にネットワークの提供等を行っていく考えです。

NTT (続き)

- なお、資本分離等を行うことは、以下のリスク等を招くことから、実施すべきでないと考えます。
 - ①お客様ニーズを踏まえた設備やサービスの改善や、IOWN等の新たな技術の積極的な導入によるネットワークの高度化が進まない
 - ②投資インセンティブが働かなくなり設備構築・拡大が停滞するとともに、コスト効率化や品質維持・向上も見込めない
 - ③お客様への最終的なサービス提供上の責任者が不明確となり、自然災害等に対する迅速な復旧対応等に影響を及ぼす等、安定的なサービスの維持が困難になる

KDDI

- NTT東西のアクセス部門の資本分離や運営主体の在り方については、公正競争だけでなく、ユニバーサルサービスや安全保障にも影響を及ぼすため、丁寧に議論を尽くすべきと考えます。
- なお、本議論を行う際、電気通信サービスやその提供に必要な電気通信設備は変化していますが、「特別な資産」の不可欠性と競争優位性は不変であり、むしろ、公正競争環境の確保の観点でその重要性は高まっていることを踏まえ、NTT再編成が本来目指した、構造的な競争環境の実現を目指すべきと考えます。

ソフトバンク

- 特別な資産をリスクにさらすことがあってはならず、仮に、NTTへ相応の規制緩和を行う場合は、アクセス部門の完全資本分離が必要
- その場合、完全資本分離されたアクセス部門には NTT法相当の規制を設け、特別な資産を保護することとなる(アクセス会社法)

楽天モバイル

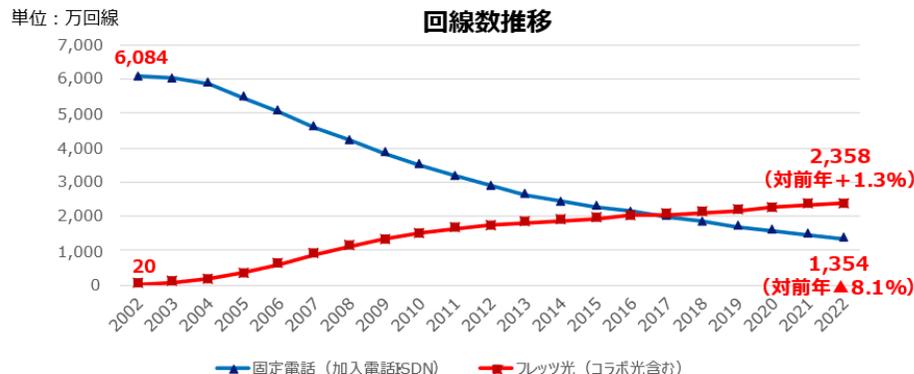
- NTT法という「特殊法人法」によりNTT持株及びNTT東西に課せられている業務範囲規制や、累次の公正競争条件等の構造的規制が維持されず、「特別な資産」の公平性が担保されないのであれば、NTT東西のアクセス部門を分離・国有化し、国が適切に管理するべき。

NTT東西の分離の在り方

- NTT東西の分離は、「両社のコスト構造や収益構造の比較・検証等（ヤードスティック競争）による非効率性の排除」、「NTT東西が相互参入し得る市場構造に改めることにより、それぞれの地域における独占性の弊害の抑止」の観点から導入されたところ、当該観点及び以下の意見等を踏まえ、NTT東西の分離についてどのように考えるか。
 - ・ NTTは、経営の必要に応じて東西統合も経営戦略の選択肢の1つとして検討可能となるよう見直しを要望
 - ・ 他方、競争事業者からは、NTT東西が統合されるとNTTの競争力が更に高まり、設備競争が抑制され競争事業者が淘汰される可能性があるとの意見
 - ・ また、NTT東西の統合は、両社のコスト構造や収益構造の比較・検証等による非効率性排除の観点から問題との意見
- NTT東西分社時（1999年）から、市場の環境は大きく変化しており、かつてのNTT東西の収益の柱であったメタル設備を用いた固定電話（加入電話・ISDN等）は赤字が拡大し、さらに光サービスの純増についても今後の大幅な拡大は見込めない状況。
- こうした中で、NTT東西が引き続き、光設備を維持・拡大し、他事業者へのネットワーク提供を低廉な料金水準で継続していくためには、さらなる事業成長とともに抜本的なコスト改革が必要。
- 上記を踏まえ、将来的に経営の必要に応じてNTT東西の統合も経営戦略の選択肢の1つとして検討可能となるよう見直しをいただきたい。

<NTT東西の固定電話・光サービス>

NTT



Copyright 2024 NTT CORPORATION

対前年純増減数

単位：万回線

	2007年度	2012年度	2017年度	2022年度
固定電話	▲446	▲291	▲147	▲119
フレッツ光 (コラボ光含む)	+270	+74	+48	+31

KDDI

- 競争政策の観点でのNTT東西分離の目的は、ヤードスティック競争による非効率性の排除や資本分離を通じた相互参入による競争促進であったが、政策議論も無いまま持株会社制度が導入（1999年）され、その目的は達成されていません。
- 上記の経緯を踏まえ、東西一体化は本来の競争促進政策に逆行するものと考えます。

ソフトバンク

- 昨今、利用者向けのFTTH提供にあたり光サービス卸の比率が高まっているが、NTT東西とNTTドコモの資本一体化(2020年)に伴い、料金低廉化インセンティブが生じにくい構造となっている。
例：卸料金高止まりにより、NTTドコモの利益が圧縮された場合もNTTグループの利益は最大化可能（グループ内での内部相互補助も可能な構造）
- 現状は東西の卸料金や運用等の差異を確認し効率化の有無を検証できるが、東西が合併するとブラックボックスになり確認できなくなる懸念あり。
- NTT東西の分離には、上記のような課題に対し、競争を通じた非効率性排除の目的があったものの、利用料金の低廉化は十分に進展せず、機能していない。東西分離を維持しつつ、検証・追加措置が必要

楽天モバイル

- 引き続きNTT東西の分離、及び公正競争確保のための「特別な資産」の公平性の担保が必要。
- 現在、ヤードスティック競争により両社のコスト構造や収益構造の比較・検証等が行われ、透明性が図られていると認識している。
- ドミナント事業者同士であるNTT東西の統合は、両社のコスト構造や収益構造の比較・検証が困難となり、「特別な資産」の管理に関する不透明性が増大することから反対。

線路敷設基盤の公正競争の確保の在り方

NTT

【線路敷設基盤の安定的かつ公平な提供義務のルールは確立済み】

- 線路敷設基盤については、NTT法ではなく、電気通信事業法や「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」において、安定的かつ公平な提供義務のルールが確立している。
 - ・ 提供義務、事業者への公平性確保、料金等提供条件の認可制度
- NTT東西は、メタル縮退後も光回線を引き続き維持・拡大し、基地局回線の提供義務やブロードバンドのユニバーサルサービスの最終保障提供責務を担っていく考えであり、電柱や管路・とう道等の線路敷設基盤については、引き続き必要な基盤として維持するとともに、他事業者にも公平に提供していく。

KDDI

—

ソフトバンク

- 平時は勿論、災害や安全保障上の脅威に対して「特別な資産」を法的に保護し、我が国の通信の安定性ととも、安全性・信頼性を確保することが必要
（例：災害時の携帯電話の本格復旧には、基地局までの光ファイバや電柱管路などの補修が必要。我が国の社会経済活動の維持に不可欠な通信の自律性を確保し、安定的なサービス提供を他国から妨害されないようにする必要あり。）
- 重要設備の譲渡・担保制限の対象として局舎等の線路敷設基盤が含まれていないことが課題、速やかに「特別な資産」の全てを対象として制度化すべき
- 上記制度化は、25兆円もの資金を投じて構築された特別な資産を売却・担保に供することなどで本来業務以外への事業拡大等により過大なリスクを負うことによる、NTT持株・東西のあるべき姿・本来業務に支障が起る懸念を抑止する機能を担うことにも通じる。

楽天モバイル

- 局舎等、今後のわが国のすべての通信事業者のサービス提供の基盤となる線路敷設基盤について、電気通信事業法において貸し出しの公平性が担保されているのは、第一種指定電気通信設備に関するごく一部に限られる。
- 今後の電気通信サービスにおいて、線路敷設基盤を含む「特別な資産」の重要性がさらに増大することも想定されることから、電気通信事業法のみならず、設備貸出ルール等を規律する電通法と、業務範囲規定や累次の競争条件とを規律するNTT法との両輪により、「特別な資産」の公平性を引き続き担保することが、公正競争確保の観点から不可欠である。

NTT東西の業務範囲（本来業務）の在り方

県域業務規制の扱い

- IP化の進展により、県内サービスと県間サービスを区分して競争を促進する意義が希薄化している状況を踏まえ、**県域業務規制は、見直しが必要ではないか。**

NTT

- NTT東西はすでに県内・県間を含めたサービス提供を行っており、PSTNマイグレにより固定電話においても同様であることを踏まえれば、旧来の県内・県間等の区別による業務範囲規制は意味をなさなくなっている。

KDDI

- 2025年のPSTN（回線交換網）のIP網への完全移行により、マイラインが廃止されNTT東西が全国一律料金で電話を提供する時代となった場合、県内通信に限定する業務範囲規制については、固定通信の提供範囲を東日本／西日本管内に限定する規制へと見直すことも検討の余地があります。

ソフトバンク

- 特別な資産を有するNTT東西には、構造的な優位性が存在。時代に応じた見直しを行う場合も、業務範囲規制(構造的な規制)の維持が必要
- 公正競争を確保すべく、移動体・ISP事業等について引き続き禁止すべき
- サービスをワンストップで提供できないという点については、当社も一気通貫でサービス提供しているわけではないので、NTTグループ内の他の会社を通じて対応すればよいと考える
- 非電気通信事業への業務拡大を、NTTグループ内の他の会社ではできない理由を明確化すべき（半導体等、中長期的にリスクが起り得る分野を手掛けることで、特別な資産をリスクにさらすことがあってはならない）

楽天モバイル

- NTT持株・NTT東西の業務範囲規制等の規律は、「特別な資産」を承継した特別なグループであるNTTの独占性・巨大性の拡張を抑止するために不可欠と認識している。
- 引き続き、NTT法に定められている業務範囲規制等の「特殊法人法」の規律は継続して課すことが、公正競争の確保の観点から必要である。

本来業務の範囲

- NTT東西の県域業務規制について県内通信の制約を撤廃する場合、NTT東西は、それぞれ東日本地域又は西日本地域で「他人の通信を媒介する電気通信業務」を広く実施可能と考え得るところ、NTT東西には、これまで禁止されてきた**移動通信事業やISP事業など、公正競争に重大な影響を及ぼす業務は引き続き禁止することが必要ではないか。**
- **この禁止される公正競争に重大な影響を及ぼす業務の詳細については、引き続き検討を深めることが適当ではないか。**

- ・ 地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められることから、NTT東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直しが必要。
- ・ NTT東西として、公正競争に与える影響の大きい移動体事業やISP事業への進出、NTTドコモとの統合を行う考えはないが、これらについて担保措置が必要ということであれば、電気通信事業法でNTT東西のそうした事業への進出禁止やNTT東西とNTTドコモとの統合禁止を規定することも考えられる。

<東西のNTT法における業務範囲規制>

NTT	電気通信				非電気通信
	県内通信	県間通信	移動体通信	ISP	
現在	○ (本来業務)	△ (届出義務あり)	× (ドコモ)	× (コミュニケーションズ等)	×
今後	○ (県内・県間の区別なく提供)		× 移動体・ISP事業への進出禁止、NTTドコモとの統合禁止を電気通信事業法で規定	×	○ (地域産業の活性化等に貢献)

KDDI

- 「特別な資産」を含むボトルネック設備の不可欠性とその競争優位性を持つNTT 東西に対して、事業領域に制限をかける（＝経営の自由という私権を制限）ために特殊法人として「NTT 法」で規律することは必要です。
- したがって、NTT東西が「特別な資産」を保有し続ける限りにおいては、NTT東西の事業領域規制は残すべきであり、ISP、移動体や放送事業への進出は、これまで同様、禁じられるべきと考えます。

ソフトバンク

(再掲)

- 特別な資産を有するNTT東西には、構造的な優位性が存在。時代に応じた見直しを行う場合も、業務範囲規制(構造的な規制)の維持が必要
- 公正競争を確保すべく、移動体・ISP事業等について引き続き禁止すべき
- サービスをワンストップで提供できないという点については、当社も一気通貫でサービス提供しているわけではないので、NTTグループ内の他の会社を通じて対応すればよいと考える
- 非電気通信事業への業務拡大を、NTTグループ内の他の会社ではできない理由を明確化すべき
(半導体等、中長期的にリスクが起こり得る分野を手掛けることで、特別な資産をリスクにさらすことがあってはならない)

楽天モバイル

- NTT持株・NTT東西の業務範囲規制等の規律は、「特別な資産」を承継した特別なグループであるNTTの独占性・巨大性の拡張を抑止するために不可欠と認識している。
- 今後の5G時代において「特別な資産」の重要性が電気通信市場及びその周辺市場（例えば、エッジクラウドを活用したICTソリューション等）において更に高まることが想定されることから、「特別な資産」を活用したNTTの独占性・巨大性を拡張を抑止することが、公正競争の確保のため不可欠である。
- NTT東西が禁止されてきた移動通信事業やISP事業などへの業務範囲の拡大は、「特別な資産」を活用したNTTの独占性・巨大性を拡張し、ひいては公正競争に重大な影響を及ぼすため、NTT法に定められている業務範囲規制等の「特殊法人法」の規律に基づき引き続き禁止することが、公正競争の確保の観点から極めて必要である。

制度見直しの留意事項

- NTT東西の業務範囲に関する制度の見直しは、**規律の廃止と新設を一体的**に進めないと制度的な空白が生じ、公正競争上の問題が生じるのではないかと考えます。

NTT

—

KDDI

- ・ 「制度的な空白が生じないようにする必要がある」ために、規律の新設の前に、既存の規律の廃止を行うべきでないと考えます。

ソフトバンク

—

楽天モバイル

- ・ NTT法に定められている「特殊法人法」の業務範囲規制等の規律を継続して課すことが、公正競争の確保の観点からきわめて重要である。

NTT東西の地域電気通信業務以外の業務の在り方

- 地域課題に対するトータルソリューションの提供といった**地域電気通信業務以外の業務**については、活用業務として総務大臣への届出を行うことで実施できる可能性はあるが、以下の点などを踏まえ、本来業務として実施が禁止される**電気通信事業の公正競争に重大な影響を及ぼす業務を除き、より自由に実施可能とすることについてどのように考えるか**。より自由に実施可能とする場合、何らかの要件を課すことが必要か。仮に要件を課すことが必要な場合、どのような要件が考えられるか。

- ・ 活用業務には、以下の制約があること
 - － 活用業務は、**地域電気通信業務の設備・技術・人員等を活用する業務に限定**される。
 - － 活用業務の実施は、「**本来業務への支障**」と「**公正競争への支障**」が生じない範囲に**限定**される。
- ・ このような制約の中で、地域課題に対するトータルソリューションの提供といった**地域電気通信業務以外の業務**が、NTT法上、**活用業務で実施可能かは必ずしも明確ではないこと**※
- ・ 競争事業者からは、NTT東西が自ら非通信系サービスを提供することが可能となった場合や、**NTTグループの商材を活用した一体営業等が可能になった場合、公正競争阻害のおそれがある**といった懸念が示されていること

※ 例えば、2018年にNTT東日本より総務省に相談のあった「RPA^(注)を用いた業務改善コンサルティングは、経営コンサルティングに該当するため、活用業務として認められない」と判断された事例がある。

(注) 人間がPCを使って行う作業を、ソフトウェアに組み込まれたロボットが代行・自動化する仕組み

- ・ 地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められることから、NTT東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう見直しが必要。
- ・ 地域や企業から寄せられる非通信業務も含めた、ご要望に対し、NTT東西は一元的な対応（プロジェクトマネジメント等）を実施することができず、現状は子会社等を交え、個別にサービス提供をせざるを得ない
- ・ 会社が分かれることにより、お客様にとって手続き・対応等が煩雑となり、利用者の利便性が低下している

NTT



KDDI

- 地域課題へのトータルソリューションはそれぞれの領域において競争力を発揮している事業者との連携等を通じて提供されていることが一般的であり、必ずしもNTT東西において実施する必要はないと考えます。
- NTTは900社を超えるグループ会社を有し、資本関係のないビジネスパートナーとの連携を含めて何ら制約なくソリューションビジネスを展開することは可能であると考えます。

ソフトバンク

- 業務拡大に伴い、地域電気通信業務が疎かになる懸念があることから、我が国の基幹インフラである「特別な資産」の重要性を踏まえれば、保有事業者の本来業務の遵守を法的に担保することが必要と考える。
- 加えて、本来業務以外への事業拡大等により過大なリスクを負うことで、NTT持株・東西のあるべき姿・本来業務に支障があってはならず、法的な担保措置の維持・強化が必要と考える。
- 以上のことから、NTT東西の地域電気通信業務以外の業務のあり方に関して、以下の対応が必要である。
 - ①NTT東西の事業計画認可は維持・強化が必要（具体的には、地域電気通信業務以外の業務拡大や投資行為の影響を厳格に確認）
 - ②NTT東西の活用業務手続の厳格化（認可への変更・活用業務GLの記載明確化）
 - ③NTT東西を含む、合併・分割・解散等の認可は維持が必要

楽天モバイル

- NTT持株・NTT東西の業務範囲等の規律は、「特別な資産」を承継した特別なグループであるNTTの独占性・巨大性の拡張を抑止するために不可欠と認識している。
- 今後の5G時代において「特別な資産」の重要性が電気通信市場及びその周辺市場（例えば、エッジクラウドを活用したICTソリューション等）において更に高まることが想定されることから、「特別な資産」を活用したNTTの独占性・巨大性を拡張を抑止することが、公正競争の確保のため不可欠である。
- 上記観点を鑑み、NTT東西の業務は本来業務として実施が禁止される電気通信事業の公正競争に重大な影響を及ぼす業務と同様に、活用業務においても現状通りその実施が限定されるべき。

NTT持株による事業の実施の在り方

- NTTからは、**NTT持株が事業を実施できるようにしてほしいとの要望があるが、以下の点についてどう考えるか。**
 - ・ 仮に**NTT東西とNTTドコモ等の協業に係る事業**（移動通信事業やISP事業）など、NTT東西の市場支配力の他市場へのレバレッジや複数市場にまたがるジョイントドミナンス等を可能とする事業をNTT持株が行うこととなれば、**公正競争上の懸念が生じるため、認めるべきでないと考えられること**
 - ・ 他方で、**研究成果の事業化など公正競争上の懸念が生じないケース**については、これを認めても**特段の支障が生じない**と考えることもできること

NTT

- ・ NTT持株の業務範囲が、NTT法により「地域会社の株式の保有、地域会社への助言・あっせん・その他の援助、研究」に限定されている。
- ・ 研究所が持株会社に属しているにも関わらず、NTT法により、持株会社は事業を行うことができないため、研究成果を事業化する際に、立ち上げ時のリスクを自らとって推進できず、いわゆる「死の谷」を越えられない。
- ・ NTT持株が事業を実施できるように見直しを行い、機動的な事業展開を可能としていただきたい。

KDDI

- ・ NTT持株の果たす役割としては以下のとおりと考えており、現状の業務範囲や責務の在り方を変更する必要性はないと考えます。
 - NTT東西の株式総数を保有するNTT持株についても、その株主権の行使にあたっては、NTT東西による「あまねく電話」が適切かつ安定的に提供されること
 - NTT持株は、グループ利益の最大化という利益追求の動機によってNTT東西の経営に必要な助言等を行うことを通じて、積極的に「あまねく電話」に寄与し、公益に合致させること
 - NTT持株は、研究開発についても、サービスや商品開発に直ちに結びつかない基礎的研究の部門を、電電公社から一体として引き継いでおり、この分野の研究は、多様な主体による研究競争が期待できないことから、基礎的研究を一元的に引き継ぐNTT持株が研究開発の推進を引き続き行い、我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与すること
- ・ また、NTT持株が事業を実施することにより、実質的なグループ一体化につながるおそれがあるため、認めるべきではないと考えます。
- ・ さらに、NTT持株が自由に事業を実施した結果、当該事業によって失敗した場合には、その損失補填のために、「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を譲渡するおそれもあるため、認めるべきではないと考えます。

ソフトバンク

- 業務拡大に伴い、地域電気通信業務が疎かになる懸念があることから、我が国の基幹インフラである「特別な資産」の重要性を踏まえれば、保有事業者の本来業務の遵守を法的に担保することが必要と考える。
- 加えて、本来業務以外への事業拡大等により過大なリスクを負うことで、NTT持株・東西のあるべき姿・本来業務に支障があってはならず、法的な担保措置の維持・強化が必要と考える。
- 以上のことから、NTT持株のあり方全般に関して、以下の対応が必要である。
 - ①NTT持株に対する、業務範囲規制は維持
 - ②NTT持株の事業計画認可は維持・強化が必要（具体的には、業務拡大や投資行為の影響を確認を厳格に確認）
 - ③NTT持株を含む、合併・分割・解散等の認可は維持が必要

楽天モバイル

- NTT持株及びNTT東西が承継した「特別な資産」は、今後も我が国のすべての電気通信サービスの基盤となる。
- NTT法の第一条の目的に定められる「安定的な電気通信役務の提供の確保」の必要性は、現在においてむしろ増しており、変わるものではない。
- NTT持株の事業実施（業務範囲規制の緩和）は、公正競争上の懸念のみならず、「特別な資産」をもって安定的な電気通信役務の提供を行うというNTT本来の業務目的を、当該事業に起因するリスクに晒すという観点からも、認められるべきではない。

NTTに対する累次の公正競争条件の在り方

- **NTTに対する累次の公正競争条件**は、NTTの各種事業の分離や再編時に、NTTの巨大・独占性の弊害を可能な限り改善し、経営の向上を図る等の観点から策定されたが、**NTTは以下の見直しを要望**。NTTに対する累次の公正競争条件について、市場環境や競争環境の変化等を踏まえ、**どのように考えるか**。
 - ・ NTT持株とNTTデータ・NTTドコモ間の**在籍出向の禁止・取引条件の公正性**
 - ・ NTT持株・東西の**研究開発成果**のNTTドコモ・NTTコムウェア・NTTコミュニケーションズへの**開示における他事業者との公平性**
 - ・ NTT持株・東西とNTTデータ・NTTドコモ・NTTコムウェア・NTTコミュニケーションズとの**共同調達**の禁止

NTT

- ・ NTTデータ・NTTドコモ・NTTコムウェアの分社時、NTT東西・NTTコミュニケーションズの再編成時に策定された累次の公正競争条件のうち、以下については、市場や競争環境の変化を踏まえた見直しを行うべき。
 - ・ NTT持株とNTTデータ・NTTドコモ間の在籍出向禁止・取引条件の公平性
 - ・ NTT持株・NTT東西とNTTデータ・NTTドコモ・NTTコムウェア・NTTコミュニケーションズとの共同調達の禁止
- ※共同調達については、2020年に例外的に認められましたが、対象資材が電子計算機や通信装置等に限定されているため、さらなるコスト効率の向上や利用者利便の向上に向け、共同調達の対象資材の制限を撤廃していただきたい。

KDDI

- 1985年の通信自由化以降、設備の公平利用に関する規律（非構造的措置）に加え、「特別な資産」を持ち、巨大な組織であるNTTの機能の分離・分割、適正な経営形態・事業領域・業務範囲に関する規律（構造的措置）との両輪で公正な競争環境が確保されてきました。
- 通信自由化の当時から電気通信サービスやその提供に必要な電気通信設備は変化していますが、「特別な資産」の不可欠性と競争優位性は不変であり、むしろ、公正競争環境の確保の観点で、その重要性は高まっています。
 - 電信電話公社時代に国民負担でつられ、民間企業による投資では構築し得ない巨大インフラ
 - 全ての通信事業者が利用する通信インフラの土台という不可欠性があり、また、その「特別な資産」を保有することが、NTTの競争優位性の源泉
- 上記を踏まえ、「特別な資産」を含むボトルネック設備の不可欠性とその競争優位性を持つNTT東西に対して事業領域に制限をかける（経営の自由という私権を制限する）ために特殊法人として「NTT法」で規律されています。
- また、民営化後10年以上の歳月を費やし審議会の議論を重ね、累次の組織分離・分割を経て「事業領域規制や合併認可」などがNTT法に規定されてきました。
- しかしながら、「NTTの在り方」議論の総仕上げとなるべき再編成の本来の目的（再編各社の独立した資本による相互参入など）が1999年の持株体制により達成されず、なし崩し的なNTTの一体化・独占回帰によってSI事業やモバイル事業での公正競争への影響が拡大している。
- したがって、NTTが「特別な資産」を保有し続ける以上、NTT法による特殊会社としての規律は必要です。
- 仮に見直しを行いたいのであれば、NTT東西の「特別な資産」と資本的につながりをもつNTT持株を廃止した上でNTTドコモやNTTデータの完全資本分離も含めて慎重に議論すべきです。
- なお、NTTが特殊会社としての責務を放棄して純粋な民間企業を目指すなら、NTT東西の「特別な資産」と資本的につながりをもつNTT持株を廃止した上でNTTドコモやNTTデータの完全資本分離を行うべきではないかと考えます。

ソフトバンク

- NTTの累次の公正競争条件は、分社・再編時に承継した旧公社時代の資産や市場支配力に起因して策定されたものであり、引き続き遵守されるべき規定
- 公正競争条件は制度的に担保されたものではなく、事前の議論なく反故にされた事例（NTTドコモの完全子会社化）が存在。「第三者による検証体制の強化」「制度化」等による実効性確保が必要

楽天モバイル

- NTTに対する累次の公正競争条件は、「特別な資産」を承継した特別なグループであるNTTの独占性・巨大性の拡張を抑止するために不可欠と認識している。
- 今後の5G時代において「特別な資産」の重要性が電気通信市場及びその周辺市場（例えば、エッジクラウドを活用したICTソリューション等）において更に高まることが想定されることから、「特別な資産」を活用したNTTの独占性・巨大性を拡張を抑止することが、公正競争の確保のため不可欠である。
- 上記観点を鑑み、NTTに関する業務範囲規制等の「特殊法人法」の規律と併せて、NTTに対する累次の公正競争条件は維持あるいは強化をするべき。

卸電気通信役務に係る規律

- 卸電気通信役務の規律が接続に係る規律よりも相対的に弱いことについて、以下の意見などを踏まえ、どのように考えるか。
 - ・ NTTからは、卸については接続と異なり、ビジネスベースであることから、規律は必要最小限であるべきとの意見
 - ・ JAIPAからは、卸料金の高止まりや、卸関連情報等の目的外利用など、公正競争維持の観点から事業者に重大な影響が生じる懸念があり、光サービス卸のキャリアズレート化も含む接続メニュー化など接続と同等レベルで規制・検証が必要との意見

NTT

- ・ 卸については接続と異なり、相対契約を基本とするビジネスベースであることから、サービスの柔軟性・多様性を担保する観点から、規律は必要最小限であるべきと考えます。

KDDI

- ・ 卸電気通信役務は、本来ビジネスベースの自由な契約により、多様なプレイヤーとの協業や価値創造等を促進し、市場の活性化に寄与するものです。
- ・ したがって、規制は必要最小限であるべきと考えます。

ソフトバンク

- ・ 市場独占性が存在、且つ、接続との代替性が不十分な卸役務については、ビジネスベースでなく接続に準じた規制適用の検討が必要
- ・ 具体的には光サービス卸やひかり電話ネクスト卸などが上記規制を要する卸と考えられる
- ・ 透明性や適正性確保のため、卸料金の原価(接続料相当額)との連動性、年度頭の料金改定及びコスト構造の異なる東西における別料金設定を実現すべき

楽天モバイル

- ・ NTT東西の第一種指定電気通信設備への接続の公平性及び「特別な資産」の提供の公平性が実効的に担保されていることを前提として、卸電気通信設備については接続と異なり、ビジネスベースであることから、規律は最小限であるべき。

第二種指定電気通信設備設置事業者に対する禁止行為規制

- 第二種指定電気通信設備設置事業者に対する禁止行為規制は、現行、NTTドコモに対してのみ課されているが、以下の意見などを踏まえ、どのように考えるか。
 - ・ NTTからは、NTTドコモの携帯電話の契約数のシェアは、競争の進展に伴い、約6割から約4割以下にまで減少する※等、競争優位性はなくなっていることを踏まえれば、**NTTドコモだけに禁止行為規制を課することは適当ではなく、撤廃していただきたいとの意見**
 - ※ 禁止行為規制の適用根拠となる収益シェアについて、NTTドコモは40%を超過
 - ・ テレコムサービス協会からは、MVNOが公正な競争環境のもとで事業展開や市場競争を行っていくためには、**現行のNTTドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対し禁止行為規制を早期に適用することが必要との意見**

NTT

- ・ NTTドコモに課せられている規制について、モバイル市場での競争の進展に伴い、NTTドコモの携帯電話等の契約数シェアは、分社時に約6割だったものが、現在は約4割以下（2023年9月末時点で35.2%）まで減少する等、競争優位性はなくなっている。
- ・ また、MVNOに対する影響力にMNO 3社の差異はなく、NTTドコモのみに事前規制や事後的な検証を課されることは適当ではない。

KDDI

- ・ 禁止行為規制は、「公正競争等に及ぼす弊害が著しく大きく看過し得ないような市場支配力の濫用を未然に防止する」という市場支配力を根拠とした規律であるため、市場支配力を有する電気通信事業者に適用されるものです。
- ・ 市場支配力を有する電気通信事業者に指定されていない事業者に、本規律を適用すべきとの見解は、上記の趣旨を踏まえると、適当ではないと考えます。
- ・ また、「電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート」には、「令和4年度における未指定事業者に対する実態把握の結果を踏まえると、現時点において、未指定事業者に対し、禁止行為規制に係る制度の見直しを要する具体的な課題は見受けられない」との記載もあり、市場支配力を有すると指定されていない電気通信事業者に、本規律を適用すべきとの見解は、適当ではないと考えます。

ソフトバンク

- ガイドラインに規定される収益シェア等の要件や昨今の特別な資産を有するNTT東西や旧NTT分離会社との構造的な資本関係の高まりを踏まえれば、公正競争環境に影響を与える蓋然性が依然として高いため、NTTドコモへの禁止行為規制維持が必要
- 当社をはじめとする他の第二種指定電気通信設備設置事業者については、上記とは明確に事情が異なり、且つ対MVNO観点においても多様な取組みにより公正競争環境を確保できている認識のため、禁止行為規制の適用はあり得ない
- 我々はMVNO事業者に対してデータ接続料や接続ルールなど、交渉上の優位性を濫用しないようルール形成が並行して行われているため十分対応している

楽天モバイル

- NTT持株・NTT東西の業務範囲等の規律は、「特別な資産」を承継した特別なグループであるNTTの独占性・巨大性の拡張を抑止するために不可欠と認識している。
- 今後の5G時代において「特別な資産」の重要性が電気通信市場において更に高まることが想定されることから、「特別な資産」を活用したNTTの独占性・巨大性を拡張を抑止することが、公正競争の確保のため不可欠である。
- 2020年のNTTドコモ完全子会社化により、上記の重要性はさらに増しており、モバイルネットワークの基盤となる「特別な資産」の公平性を担保する観点からも、引き続き禁止行為規制をNTTドコモに課すことが適当。

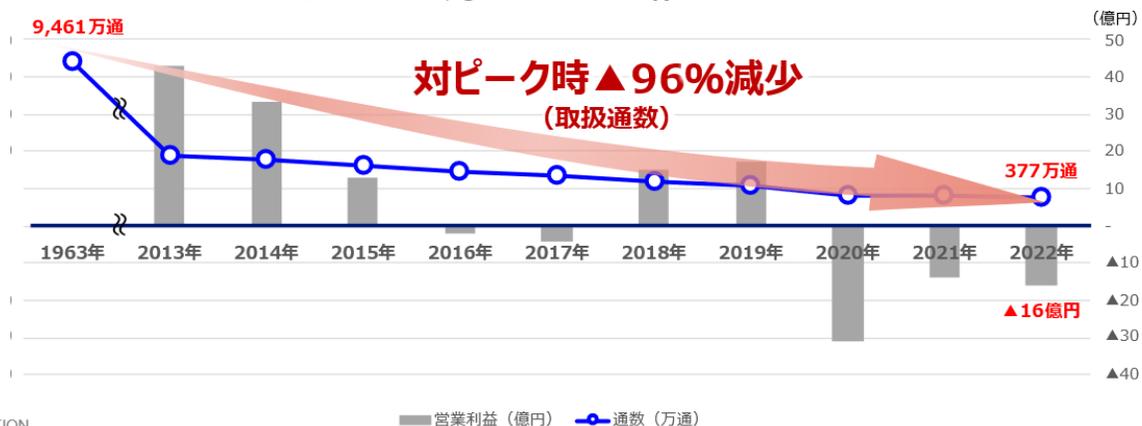
電話時代の規制・ルール

- NTTからは、今後メタル設備を縮退すること等を踏まえれば、**電話時代の規制・ルール（LRIC接続料、プライスカップ規制等）は廃止すべき**との意見が表明されたが、この点について、どのように考えるか。
 ※ LRICについては、電話のユニバーサルサービス交付金制度の交付金の設備管理部門コストの算定にも用いられている。
- Eメールや国際電話といった電報の**代替的なコミュニケーション手段の普及**や取扱通数が電気通信事業法制定当時から**大幅に減少**していること等を踏まえ、国際電報事業（廃止）の認可制、契約約款の認可制等について見直しが見込まれているが、この点について、どのように考えるか。

- NTT東西は引き続き、電気通信事業法等の法令・ルールを遵守し、他事業者に公平にネットワーク提供等を行っていく考えですが、今後、メタル設備を縮退していくこと等を踏まえても、電話時代の規制・ルール（LRIC方式による固定電話の接続料算定やプライスカップ規制等）は廃止すべきと考えます。
- 加えて、国際電報だけでなく国内電報についても、EメールやSNS、電話や他社の電報類似サービスといった代替手段の普及等により、大幅に利用が減少している状況であることから、事業環境によって提供条件を自由に変更できるよう認可制を廃止していただきたいと考えます。

NTT

<電報事業における収支および取扱件数の推移>



KDDI

【LRICについて】

- 音声市場については、直近10年でトラフィックが25%減少する等、今後も市場は縮小傾向にあるため、通信業界全体で事業者間協議・精算実務の簡素化・効率化を検討する時期に来ており、全事業者へのビル&キープ方式の導入等、環境変化に応じた制度整備の検討が必要と考えます。
- 一方、LRICは、接続料算定のみならず、ユニバーサルサービス制度における補填額の算定等にも活用され、交付金規模の肥大化を防止する等重要な役割も果たしており、そのような必要な規制・ルールまで廃止することは適切ではないと考えます。

【国際電報について】

- 電報事業については、当分の間はNTT東西（国内電報）、KDDI（国際電報）のみが独占的に提供することができる旨の経過措置が1984年の電気通信事業法制定時に定められ、現在まで同措置が維持されています。
- Eメールや国際電話といった電報の代替的なコミュニケーション手段も広く普及してきたことにより、国際電報については、その取扱通数が電気通信事業法制定当時から大幅に減少し、現在では発着合わせた全取扱通数が日当たり数通にも及ばない状況となっています。また、国際的には、Eメールや国際電話を事実上の代替手段として、国際電報の取扱を廃止した国も増えています。
- これらの状況を踏まえ、国際電報が国内電報同様に独占的な提供と位置付けられた当時の整理や国際電報事業（廃止）の許可制、料金を含む契約約款の認可制等が維持されていることが適切かどうか等について、見直しを検討頂くことを要望します。

ソフトバンク

- メタルOABJ電話は現状においても約1,400万加入存在し、電話のみのニーズも依然高い
- メタル縮退後も光等電話単体サービスへの円滑な移行を実現するうえで不当な競争やNTT独占を排除する制度維持が必要
- 第一種指定電気通信設備のうち加入者交換機等の接続料算定にはLRIC方式が適用されているが、これは実際費用方式による接続料算定では情報の非対称性があることや第一種指定電気通信設備設置事業者の非効率性の排除の点で一定の限界があったことから導入されたもの
- 2025年1月のIP網移行後の接続料算定の一部(メタルIP電話)において引き続きLRIC方式が用いられることとなり上述の課題を解消するためには今後もLRIC方式は有用であることから廃止すべきではない

楽天モバイル

- NTT持株及びNTT東西が承継した「特別な資産」は、今後も我が国のすべての電気通信サービスの基盤となる。NTT法の第一条の目的に定められる、「安定的な電気通信役務の提供の確保」の必要性は、現在においてむしろ増しており、変わるものではない。
- 特に、LRICについては、電話のユニバーサルサービス交付金制度の交付金の設備管理部門コストの算定にも用いられていることを鑑みれば、「安定的な電気通信役務の提供の確保」のための電話時代の規制・ルールの必要性についても変わるものではない。

5G (SA) 時代の機能開放

- **5G (SA) 時代の機能開放**として、以下の4 類型が考えられ、テレコムサービス協会からは、**RANシェアリングによるフルVMNO等の早期実現が必要との意見**があった。いずれの機能の開放形態においても、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化し、MNOとMVNOの相互理解を深めていくことが必要であるが、**事業者間協議を加速し、MNOによる機能開放を促すためには、どういった仕組みが考えられるか**。他にどのようなことが必要と考えられるか。
L3接続相当（サービス卸） / ライトVMNO（スライス卸/API開放） /
L2接続相当（PCC接続方式/ローミング接続方式） / フルVMNO（RANシェアリング）

NTT

- 5G (SA) サービスの普及促進に向けては、ユースケースの創出を図りながら、ユーザニーズや技術的課題を踏まえつつ、必要な制度検討を進めていくことが重要と考えます。
- 機能開放のあり方についても、上記と並行して、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化したうえで、MNOとMVNOの相互理解を深め、協議を進展させていくことが重要であると考えます。

KDDI

- 5G (SA) の機能開放の4類型については、接続料研究会でも議論が行われており、当該報告書を踏まえつつ、今後においても、MVNOサービスの円滑な提供に向け、MVNOと相互理解を深めながら、適時適切に情報提供などを行い真摯に協議に応じていく考えです。
- 現にL3接続相当については、機能提供に係る情報提供を実施しており、L2接続相当に関しても、国際標準化の動向を踏まえつつ検討可能な範囲から協議を実施しております。したがって、まずは、その協議状況について注視することが適切と考えます。
- なお、フルVMNO（RANシェアリング）については、設備や無線リソースの制御方法やトラフィック制御の在り方等の広範な技術的課題が多くあり、実現可能性から議論が必要であると考えております。

ソフトバンク

- MVNOに対しては5Gの機能開放に向け前向きに対応中
- ライトVMNO(MNO提供のAPIを通じて仮想基盤スライスを利用する形態)について、MVNOがモニタリング等一部機能を利用可能な提供形態を提示し自主的に利用意向を確認
- L2接続相当については要望事業者と接続方法を協議中であり、実現時期についても国際標準化の確定(2024年3月完了予定)を受けベンダ開発着手の目途が立つ想定であることから、具体的な提案が可能となる見込み
- RANシェアについては、無線リソースの制御等への影響と国際標準化が課題との共通認識のもと、具体的要望があれば検討を進める予定

楽天モバイル

- いずれの機能開放の形態においても、MVNOが実現したいサービス提供イメージの具体化がまず必要である。サービス自体の提供イメージが定まらず、需要の有無がわからない機能開放の開発をMNOとしては進めることが難しいため、引き続きサービス提供イメージの具体化を促進する必要がある

ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方

- 今後、ネットワークの仮想化・クラウド化により、ネットワークレイヤーにおいても、**ネットワーク設備とネットワーク機能の分離**により、**他者設備を利用した効率的なサービス提供**や、**ネットワーク機能のみを提供するクラウド事業者の増加**等が想定されるところ、このような環境変化を踏まえ、**ネットワーク設備の設置や他人の需要に応じた通信の媒介行為に着目した規律の在り方**について、**公正競争の確保、サービスの安定的な提供や利用者保護等の観点**から、どのように考えるか。
- また、ネットワークの仮想化などを踏まえて、**物理的設備を起点に「電気通信役務」や「電気通信事業者」といった概念が構築されている現在の体系**について、どのように考えるか。

NTT

- ・ 情報通信インフラは、GAFAM等のプラットフォームが海外の通信事業者のコアネットワーク機能を担うケースが増加していることに加え、GAFAM等が提供するクラウド基盤上で拠点間の通信サービスも代替される等、レイヤーの垣根を越えた通信サービスが展開されています。
- ・ こうした市場変化を踏まえれば、設備の設置者や国内の事業者間の競争のみに着目するのではなく、多様なプレイヤーが多様な形態で競争を行っている実態を反映した規制・ルールへと見直していくことが必要と考えます。

KDDI

- ・ 現在の電気通信事業法は「設備」起点の規制ではあるものの、現実的には「機能」に着目した規制であるとの認識であり、仮想化・クラウド化が進展しても、公正競争の確保、サービス安定供給、利用者保護等の重要性は変わらないと考えます。

ソフトバンク

- ・ 市場支配力の源泉となるNTT東西の保有する「特別な資産」とそれに付随するボトルネック性が、NTTグループの一体化や技術の進展(仮想化・クラウド化)等によって、現行規制の枠外にある設備に当該ボトルネック性が移転することはあり得る認識
- ・ 現行の設備を起点とした法制度で十分担保可能かについては継続的に検証していくことが適当

楽天モバイル

- ・ NTT東西の持つ「特別な資産」は、ネットワークの仮想化・クラウド化といった環境変化に加え、今後の5G時代における電気通信市場及びその周辺市場（例えば、エッジクラウドを活用したICTソリューション等）の拡大により、さらに重要性が高まることが想定される。
- ・ NTT法の「特殊法人法」としての規律により、「特別な資産」を活用したNTTの独占性・巨大性の拡張を抑止することが、公正競争の確保のため不可欠である。